

奨学金借用証書

借用金額

百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

公益財団法人群馬県教育文化事業団理事長 あて

奨学生として上記金額を借用しました。
 返還については、(公財)群馬県教育文化事業団高等学校等奨学金貸与規則を遵守し、滞りなく返還いたします。
 本契約にもとづく全ての紛争処理に関しては、前橋地方裁判所又は前橋簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

令和 年 月 日

奨学生本人	奨学生番号		学校名		
	住所	〒	携帯		印
	氏名				
親権者(父) (後見人)	住所	〒	携帯		印
	氏名				
親権者(母)	住所	〒	携帯		印
	氏名				

連帯保証人 (親権者)	住所	〒	携帯		実印
	氏名				
連帯保証人 (別生計)	住所	〒	携帯		実印
	氏名				

※ 連帯保証人2名の印鑑登録証明書を添付すること。

下記の事項を承諾のうえ、奨学金の返還をします。

記

返還計画

(1) 返還(借用)金額

貸与を受けた総額						貸与月数	貸与月額					
百	十	万	千	百	十	円	月	万	千	百	十	円

(2) 返還方法

割賦方法	返還年数	返還回数	返還開始		Ⅲ 一括	返還月				
I 年賦 II 半年賦	年	回	年	月		年	月			
1回当たりの返還金額			最終回返還金額			猶予希望				
万	千	百	十	円	万	千	百	十	円	なし(返還開始となります) あり(別途手続きが必要です)

【奨学金の返還について】

- 貸与された奨学金は、年賦、半年賦の場合には、貸与の終了した月の翌月から起算して9か月を経過した後、理事長が指定した日(12日が基本)から返還が開始されます。ただし、中途辞退・退学者等は、貸与の終了した月の翌月から起算して6か月を経過した後、年賦の場合は直近の1月、半年賦の場合は直近の1月又は7月からの返還開始となります。一括返還の場合は、貸与終了の翌月が返還月となります。
- 返還指定日に引き落とし出来なかったときは、当事業団の奨学金返還口座へ振り込んでください。(手数料本人負担)
- 返還指定日に返還されなかったときは、6か月過ぎるごとに滞納額に対し、6か月について2.5%の割合で延滞金が課されます。
- 割賦金の返還を怠ったと認められるときは、返還未納額の全部を一括して請求することがあります。
- 一定期間を過ぎた滞納者には、事業団が委託した債権回収業者が、電話や訪問による督促を行うことがあります。
- 滞納者には、支払督促の申立から強制執行に至るまでの法的手続をとることがあります。なお、手続きにかかった費用は滞納者の負担となります。
- 返還猶予を希望する場合には、「奨学金返還猶予願」を提出してください。なお、大学等に進学した場合には、卒業まで返還を猶予されますので、入学時に、必ず手続きしてください。
- 本人、連帯保証人の住所、電話番号等に変更があったときは、速やかに変更届を提出してください。

※ 本書を提出前に3枚コピーし、奨学生本人、連帯保証人(親権者)、連帯保証人(別生計)が各自1通を保管してください。